

由利本荘市条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和7年11月11日

由利本荘市企業管理者 三浦 守

1 入札に付する事項

- (1) 委託番号 下水道委第108号
- (2) 委託名 由利本荘市公共下水道維持管理業務委託
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和11年3月31日まで
- (4) 委託対象施設 水林浄化センター、矢島浄化センター、道川浄化センター、前郷浄化センター、岩谷浄化センター、西目浄化センター、井戸尻ポンプ場、美倉ポンプ場、中継マンホールポンプ
- (5) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (6) 委託概要 設計書、仕様書、特記仕様書による

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北6県のうちのいずれかに本社を設置しており、公告日以前に由利本荘市に令和7・8年度入札参加資格申請書を提出し、受理されていること。
- (3) 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「由利本荘市建設工事入札参加者指名停止基準要綱」に基づく指名停止又は「由利本荘市低入札調査基準価格を下回った入札に関わる指名差し控え措置の基準」に基づく指名差し控え及び「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条に規定する「下水道処理施設維持管理業者登録簿」に登録を受けている者であること。
- (5) 秋田県産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。
- (6) 次に掲げる者を浄化センターに配置できる者であること。なお、総括責任者として、水林浄化センターに1名（常駐）、また各浄化センターに副総括責任者として1名を配置するものとし、副総括責任者については他の浄化センター及び総括責任者と兼ねることができない。

①総括責任者

下水道法第22条第2項に定める資格を有する者であり、かつ1年以上総括責任者として維持管理業務に従事した経験を有する者であること。

②副総括責任者

下水道法第22条第2項に定める資格を有する者であること。

- (7) 次に掲げる条件を満たす者を1名以上選任できるものであること。

①酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者

②クレーン特別教育講習を修了した者

③玉掛技能講習を修了した者

④特定化学物質等作業主任者講習を修了した者

⑤その他労働安全関係で必要な資格者

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 由利本荘市に納付（納入）すべき市税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札参加申込

- (1) 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出すること。

①提出書類等

- ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 条件付き一般競争入札参加者の概要（様式第2号）及びその添付書類
- ウ 秋田県産業廃棄物収集運搬業務許可書報告書（様式第3号）及びその添付書類
- エ 配置予定技術者の資格・業務経歴（様式第4号）及びその添付書類
- オ 配置予定技術者在籍証明書（様式第5号）
- カ 履歴事項全部証明書の写し又は東北6県のうちいずれかに本社あることを証明する書類の写し

②提出期間

- 令和7年11月11日（火）午前8時30分から
- 令和7年11月25日（火）午後5時00分まで
- （持参の場合は土日を除く）

③提出方法

- 企業局管理課に1部提出すること。（郵送可）

- (2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者についての確認は行わないものとする。
- (3) 入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときには、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 設計図書等の閲覧

- 本業務委託に係る仕様書、図面、金額を記載しない内訳書（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、次により行う。

- (1) 閲覧方法 由利本荘市ホームページにより閲覧。

- (2) 閲覧期間 令和7年11月11日（火）から令和7年11月25日（火）まで。

ただし、紙入札方式を認められた場合で、上記サービスを閲覧できない場合は企業局管理課にて閲覧すること。

5 質問及び回答

- 設計図書等に対する質問及び回答は、次の期限まで持参及びFAXで行う。

- (1) 質問期限 令和7年11月18日（火）

任意様式により企業局管理課に提出すること（所管課長宛）。

- (2) 回答期限 令和7年11月21日（金）

6 入札に関する事項

(1) 入札日時 令和7年11月26日(水) 午前9時30分

(2) 場 所 由利本荘市企業局 大会議室

(3) 提出方法 紙入札方式によるものとする

ただし、開札予定時刻までに企業局管理課に1部提出し、開札に立ち会うこと。

(3) 入札保証金 市財務規則により免除。

(4) 契約保証金 市財務規則により免除。

(5) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札執行回数

不落の場合、再度の入札は原則として1回とする。

開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。ただし、再入札においても不落の場合、最低入札価格者と随意契約の協議をする可能性があるので、再入札用の「入札書」とは別に「見積書」も持参すること。

(7) 見積内訳明細書

入札書と同時に見積内訳明細書を提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとする。

7 落札者の決定方法

(1) 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、くじにより順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって、次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

①落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

②落札候補者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

(3) (2)において、落札候補者が決定しなかった場合は、予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記手続きを繰り返すものとする。

(5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定されたときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

(6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあつては、入札結果の公表が行われた日の

翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札）
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

9 配置予定技術者について

- (1) 入札参加者は、他の業務の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本業務に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (2) 本業務に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

10 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、原則として実施しない。
- (2) 期間は、事情により変更することがある。
- (3) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得を遵守しなければならない。
- (4) 入札価格調査制度を適用する場合は、市低入札価格調査取扱要綱及び市低入札価格調査取扱要領によるものとし、入札参加者が低入札価格調査の対象となった場合には、調査の円滑な実施に協力しなければならない。
- (5) 最低制限価格制度を適用する場合、最低制限価格の算定は、市低入札価格調査取扱要領に定める調査基準価格の算定と同様とする。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 落札者となった者は、市区町村税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。
- (8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、市財務規則、市建設工事等入札、契約制度に関する要綱、市条件付き一般競争入札実施要綱、市低入札価格調査取扱要綱及び市公共事業電子入札運用基準の定めるところによる。

11 問い合わせ先

(1) 入札に関する事項

企業局管理課

TEL 0184-22-4375

FAX 0184-22-4364

e-mail g-kanri@city.yurihonjo.lg.jp

(2) 委託に関する事項

企業局下水道課

TEL 0184-24-6336

FAX 0184-24-6397

e-mail g-gesuido@city.yurihonjo.lg.jp